

平成27年塩尻市議会9月定例会

総務生活委員会会議録

○日時 平成27年9月17日（木） 午前10時00分

○場所 全員協議会室

○審査事項

議案第2号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第25号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第26号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○出席委員・議員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	平間 正治 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	柴田 博 君	委員	永田 公由 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長	百瀬 恵一 君	事務局次長	青木 隆之 君
------	---------	-------	---------

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。昨日、宿題が2つございましたので、まずその説明をお願いいたします。

○**地域振興課長** 昨日、柴田委員さんのほうから請求のございました地域振興バスの利用状況の関係でございませう。1枚ぺらのものでございませうけれども、4条運送、それから次の行のところに自家用有償運送とございませう。アルピコがこの4条のほうに該当いたしませう。それから自家用有償運送のほうが大新東ということとございませうして、檜川線とございませう。左側の下のほうにまいりませうして、委託料というところがございませう。こちらが決算書の187ページとございませう委託料とございませうして、5,539万9,000円余ということとございませう。こちらのほうの算出の仕方につきましては、上の運行経費Aという7,194万6,000円余とございませうが、こちらから運賃のB、それから昨日御説明申し上げました国庫補助金423万8,000円、これを引いたものが委託料として計上されているというものでございませう。以上とございませう。

○**委員長** ほかにどうですか。柴田委員さん、それでよろしいですか。

○**柴田博委員** はい。

○**委員長** じゃあ、お願いします。会計管理者。

○**会計管理者** 昨日、永井委員さんから御質問をいただいております決算書55ページの2節民生費雑入、不納欠損について御説明申し上げます。不納欠損額104万1,004円のまず内訳とございませうけれども、障害福祉サービス給付費返還金過年度分として60万2,926円、生活保護費返還金過年度分といたしまして43万8,078円となります。初めに障害福祉サービス給付費返還金から御説明申し上げます。60万2,926円につきましては、平成23年度に長野県が障害者自立支援法第48条第1項の規定に基づきまして、NPO法人が運営する指定障害福祉サービス事業所の監査を実施しましたところ、障害者自立支援法に基づきまして指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が守られず、適正な運営がなされていない事実が認められたNPO法人とございませう。それで、同法第49条第1項の規定に基づきまして事業所に勧告し、本市で支給決定していた利用者分の返還請求をしてきたところとございませうけれども、平成25年度に対象事業所が指定取消処分となりまして、活動実態のない状況とございませう。将来的に事業を再開する見込みもなく、差し押えることのできる財産もないことから、地方自治法施行令第171条5条1項の規定によりまして、不納欠損処理を行ったものです。

また、生活保護費返還金の過年度分の不納欠損額43万8,078円につきましては、生活保護法第63条等により保護費の返還が生じたもののうち、債権者の所在が不明であり、かつ差し押えることのできる財産もない案件について、地方自治法施行令第171条5により徴収停止を行い、地方自治法第236条による5年間の時効を経過したため、不納欠損処理を行ったものとなります。いずれも法に基づいた適正な事務処理で行われたとしております。

○**委員長** 永井委員、よろしいですか。

○**永井泰仁委員** これは要望ですけれども、生活保護費が平成27年度が恐らく一番ふえてピークになるんじゃないかと思うわけですが、これにかかわる件にしても、それぞれのケースワーカー等が早くからその辺のところは把握をしてるし、5年間過ぎないとそういうことはできなということは法律的にもよくわかるんですが、時効にならない範囲で取るものは取るということと、それから今回の、そういうNPO法人等との継続性がないということで、これはやむを得ないかもしれませんが、その辺の理由をね、監査委員からもあんまり指摘されないように簡単な説明書か何かをつけて、きちっと今後またわかるようにね、不納欠損の。そんなようなことも創意工

夫されたらいいんじゃないかと、こんなに思っておりますので、また担当課のほうともよく相談してもらいたいと思います。いいです。

○委員長 よろしいですね。

議案第2号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第2号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。決算書は263ページから、決算説明資料は83ページになりますので、ごらんいただきたいと思います。

それではまず、決算書の263ページになりますけれども、特別会計の歳入合計は74億9,829万6,176円で、前年度対比では2.0%、1億4,526万3,620円の増となっております。次に歳出の合計ですけれども、72億1,366万1,120円で、前年度対比では2.7%、1億9,288万687円の増となっております。歳入歳出差引額は2億8,463万5,056円となり、この金額を翌年度に繰り越しております。

特別会計につきましては、決算書のページ順に歳入から説明をさせていただきますので、272、273ページをお願いいたします。272、273ページ、1款国民健康保険税ですけれども、収入済額は16億785万9,150円で、収納率につきましては現年度分が93.66%で、前年度対比では1.52ポイントの増、過年度分は18.05%で0.41ポイントの増、合計では75.59%で1.14ポイントの増となっております。

決算説明資料の86ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、決算説明資料の86ページに国保加入世帯数等の状況がございます。世帯数につきましては、26年度が9,844世帯で、前年度対比では61世帯の減。被保険者数は1万7,357人で、前年度対比は335人の減ということで、24、25年度と増加しておりましたがけれども、26年度は減少に転じているというような状況でございます。また、説明資料の87ページに国保税の年度別の推移の状況がございます。収納率につきましては、ごらんいただくように過去5年間の中では高い収納率となっております。

それでは、決算書に戻っていただきまして、274、275ページをお願いいたします。3款1項1目の療養給付費等負担金、こちらは国が100分の32を負担するもので、備考欄の1つ目の黒ポツにつきましては、一般被保険者の療養給付費に対しまして7億7,695万円余、2つ目の黒ポツは、後期高齢者支援金負担金に対して2億7,331万円余、3つ目の黒ポツは、介護納付金負担金に対して1億1,495万円余が国から交付されたものでございます。2目の高額医療費共同事業負担金、こちらは国の負担率は4分の1で4,053万円余。それから3目の特定健康診査等負担金は、国の負担率が3分の1で857万円余が、それぞれ交付されたものでございます。

2項1目の財政調整交付金につきましては、備考欄の1つ目の黒ポツ、普通調整交付金につきましては、一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金などに対しまして7%が交付されるもので、金額は2億7,435万

円。次の黒ボツ、特別調整交付金につきましては、被保険者の年齢構成や所得水準など、保険者の責任によらない特殊事情により交付されるもので、6,290万円余が交付されております。

それでは、次の276、277ページをごらんください。4款1項1目の療養給付費等交付金、こちらは退職被保険者等の療養給付費に対して、社会保険診療報酬支払基金から4億4,602万円余が交付されたものでございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金、これは65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に応じまして、こちらも社会保険診療報酬支払基金から19億684万円余が交付されたものでございます。

次、6款1項の県負担金につきましては、先ほど国の負担金でも御説明しましたが、高額医療費共同事業負担金について4分の1、特定健康診査等については3分の1を県が負担したものでございます。

次の2項1目の財政調整交付金、これも国の補助金と同様ですけれども、補助率につきましては、普通調整交付金が8%ということで2億8,356万円余、特別調整交付金につきましては1%ということで、2,832万円が県から交付されております。

次の278、279ページをお願いいたします。7款1項1目の共同事業交付金でございますけれども、こちらは国保連合会が事業主体となりまして、高額な医療費に対して県単位で財政調整を行う制度でございまして、各市町村の拠出金をもとに、また各市町村へ再度交付されるというような制度になっております。高額医療費共同事業につきましては、1件80万円以上の医療費に対して交付されているもので1億6,701万円余。保険財政共同安定化事業につきましては、1件30万円以上で80万円までのものに対しまして、6億1,427万円余が交付されております。

9款1項1目の一般会計繰入金は、4億7,549万円余りを一般会計から繰り入れたものでございます。1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までは、規定に基づき繰り入れていただいたものでございます。6節のその他一般会計繰入金、特定健診等保健事業費に対するもの3,058万円余と財政支援繰入金1億3,500万円につきましても、一般会計からの繰り入れをしているものでございます。

10款繰越金につきましては、前年度の繰越金として3億3,225万円余でございました。

それでは、次に歳出の説明をさせていただきます。282、283ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費ですけれども、備考欄2つ目の白丸、国保事務諸経費の主なものにつきましては、下から7つ目になりますが、電算化共同処理事業委託料271万円余り、それからその3つ下、レセプト点検業務委託料210万円余りが主なものですが、いずれも国保連合会へ委託したものでございます。

2項1目の賦課徴収費では、備考欄2つ目の白丸の賦課徴収事務諸経費で、主なものにつきましては、下から2つ目の税情報等システム使用料の1,084万円余となっております。

それでは、次の284、285ページをお願いいたします。2款1項の療養諸費につきましては、一般被保険者分と退職被保険者分に大きく分れまして、さらにそれが入院、外来、調剤などの療養給付費、それと柔道整復、針、あんまなどの療養費とに分れておりまして、4つの目に分れております。1目の一般被保険者療養給付費は、24万1,315件でございまして、金額が38億6,405万円余、2目の退職被保険者等療養給付費は2万2,505件で3億4,850万円余。3目の一般被保険者療養費、こちらは7,206件で4,959万円余。4目の退職被保険者等療養費は、626件で414万円余となっております。前年度対比では、療養給付費は1.

4%、療養費は4.5%のそれぞれ増となっております。5目の審査支払手数料は、国保連合会へ支出した手数料でございます。

2項の高額療養費、これにつきましては、1カ月の窓口負担金が世帯の所得に応じまして、それぞれの限度額を超えた場合にお支払いしているもので、一般被保険者分は2,739件、5億2,129万円余、退職被保険者分につきましては、160件で5,923万円余となっております。3目と次のページの4目、高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合にお支払いしているもので、一般被保険者分については10件で38万円余。次のページの退職被保険者分につきましては、1件で13万円余となっております。

決算説明資料の88ページをごらんください。伸び率につきましては先ほど少し申し上げましたが、88ページに医療給付費の年度別推移の状況がございます。医療給付費の合計では、平成26年度は前年度対比で1.9%の増ということで、25年度の5.1%増に比べますと、伸び率が低くなったという状況ではございます。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、286、287ページをごらんください。4項1目の出産育児一時金は64件で2,672万円余。5項1目の葬祭費につきましては、70件で350万円をそれぞれ支出しております。

3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の医療費の約40%を支援するというもので、9億2,298万円余を支出しております。

それでは、次の288、289ページをお願いいたします。6款1項1目の介護納付金、こちらは介護給付費の約30%を納付するというもので、3億5,924万円余を支出しております。

7款1項1目の高額医療費拠出金は、先ほど歳入でもお話ししました国保連合会が事業主体となり、各市町村の拠出金により、県単位で財政調整を行っている制度でございます。1件80万円を超える分の高額医療費拠出金につきましては1億6,214万円余り、それから1件30万円を超えて80万円までの保険財政共同安定化事業に対しましては、5億7,700万円余りを拠出しております。

次の8款1項の特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり課のほうから説明をさせていただきます。

○健康づくり課長 それでは、特定健康診査等事業諸経費でございますけれども、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、医療保険者は、生活習慣病の早期発見を目的とした特定健康診査、特定保健指導の実施を義務づけられておりまして、その健康診査と、その結果に基づく保健指導に係る経費でございます。下から3つ目の黒ボツ、特定健康診査委託料ですけれども、塩筑医師会と健康づくり事業団に国保被保険者の特定健診を委託したもので、受診者は4,972人でございました。

○市民課長 それでは、続きまして、290、291ページをお願いいたします。2目の疾病予防費につきましては、人間ドック等の補助で674件、1,000万円を補助しております。決算説明資料の89ページに、この補助の5年間の状況の表もございますけれども、年々件数が増加しておりまして、市民の健康意識が高まっていると思っております。

次、決算書に戻っていただきまして、9款1項1目の財政調整基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金から1億4,100万円余を積み立てております。基金の年度末現在高につきましては、昨日も説明がありましたが2億4,200万円余りとなっております。

次に292、293ページをお願いいたします。11款1項3目の償還金5,041万円余でございますが、こちらは退職被保険者療養給付費交付金、また療養給付費の国庫負担金等の精算に伴います国への償還金となっております。国保特別会計決算の説明は以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○柴田博委員 歳入のほうなんですけれども、歳入の合計を100とした場合に、国、県、市、それから加入者が払う国保税の4つで大まかに見た場合に、それぞれ何パーセントぐらいずつになるか、わかったら教えてください。

○市民課長 大まかに言いますと、公費が50%、それから市、それぞれの保険者で賄う分が50%という、大きな枠組みにはなっております。その公費のほうなんですけれども、国が、先ほど交付金のところでもお話ししましたが32%、それから調整交付金で国が9%、県も9%ということで合わせて18%で、トータルでは50%というような計算上の数字にはなっております。保険者が賄う費用につきましては、当然保険税もありますし、お願いしております一般会計からの繰り入れ等もございます。そんなような状況です。

○柴田博委員 そうすると、先ほどのあれで、国が32%足す9%で41%ということでもいいですか。

○市民課長 数字上はそういうことになっております。

○柴田博委員 その場合に国が41%で、県が9%で、あと国保税で加入者が払う分の残りは、いろんな形にはなっていると思いますが、市が直接負担しているというのは何パーセントぐらいなるわけですか。

○市民課長 直接負担するというものをですね、今ちょっと割返した数字を持っておりません。一般会計からの繰入金等も含めて計算させていただきたいと思いますので、また後ほど計算したいと思います。

○柴田博委員 じゃあ、お願いします。もう1点いいですか。説明資料の88ページのところで、先ほど説明のあった医療給付費の年度別の推移ですけれども、これを見ると22年、23年度くらいは、前年比7%とか、6.6%とかって高い数字なんですけど、24、25、26年度については、25年度はちょっと5.1%で高いですけれども、それぞれ24年度は1.3%、26年度は1.9%ということで、大分前に比べると少なくなっているんですけど、その要因というのはどんなふうに考えられるのか、もしわかれば教えてください。

○市民課長 この給付費の中で療養給付費が大きな数字を占めているわけなんですけれども、特に入院が多かった年は、当然その療養給付費がふえて、この給付費全体がふえているというような状況になっております。過去の22、23年度、それから25年度を見てもですね、その前後の年と比べまして、入院に対する給付がふえているというような状況でございます。以上です。

○柴田博委員 今の財政健全化計画を立てて始まったのが24年からですね、24、25、26年で3年間ですよね。計画をつくる時には、22、23年あたりの実績を見て、非常に医療費の伸びが多くて大変だということで、いまのような計画ができたんですけども、それが、たまたまそのときに入院が多かったのかということかとは思いますが、3年間見て後残り2年間ですね。27、28年がどういう方向になるか。この間の何か説明では、今年度はちょっと伸びがまた高いというような話でしたけれども、その辺も絡めてどんな方向に行くのか、もし予測があればお聞かせください。

○市民課長 財政健全化指針につきましては、24年度に策定しておりますけれども、25、26、27年を前期の改正。

○柴田博委員 そうか、ことしまでだね。

○市民課長 としております。そのときには、年間4%弱の伸びということで見通しておりましたけれども、25年度は少しふえた。26年度については、また減ったというような状況でございます。先日も本会議で少しお話をさせていただきましたけれども、今年度の8月までにお支払いした医療給付費につきましては、前年同期と比べまして療養給付費分が8.7%の増というようなことでございまして、また、今年度に入ってから入院治療をされる方がふえているというような状況でございます。上半期、まだ終わっていないので、このまま続くのかどうかっていうこともちょっと今のところわかりませんので、そこまで見た段階ですと、後期の財政運営のときの医療給付費の伸び率も考えたいと思っております。以上です。

○柴田博委員 あと、もう1点。289ページの真ん中あたりの高額医療費拠出金ですけれども、それぞれ80万円以上と30万円から80万円までで、合計が7億3,900万円余に対して、歳入のほうで入ってくるほうについては、7億8,000万円くらいあったと思うんですが、その辺の数字については、市としてはどんなふうに見てるんでしょうか。これから、今30万円以上ってやつが1円からになりますよね。その辺で、今後どうなっていくか、もし予測等がつけば、そうなった場合でも同じような傾向で入るほうが多くなっていくのか、それとも逆転していくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○市民課長 これにつきましては、歳入のほうに候補率ということで100分の59という数字書いてございまして、県全体で100分の59をそれぞれの市町村に分けている。その必要金額を逆に各市町村にまた割り振って拠出金をいただくというようなことになっております。その中で、過去3年間の療養費の平均をとりまして、それぞれ割り振られてくるものですから、これがもし1円からになったとしても、このような傾向で行くのではないかと考えております。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 287ページのいわゆる葬祭諸費の葬祭費であります。5万円ということですが、これ県内の他市の状況は、どのくらいの単価でやっておりますでしょうか。

○市民課長 申しわけございませんが、他市の金額まで、今、資料ございませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

○永井泰仁委員 これは、もらうほうはありがたいと思うんですけど、この5万円の、前は70件ということでしたけど、これ他市では廃止をしているところもかなりふえてきているような気がするんですが、ちょっとその辺のところ、また他市の状況も調べてみてもらいたいと思います。

それから、いいですか、続けて。それから、その前の285ページの審査支払手数料のレセプトの関係ですが、これは、私の記憶してるのはちょっと古いものであれですが、今、1件単価どのくらいになっていますか。

○市民課長 申しわけありません。単価についても手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○永井泰仁委員 はい、じゃあ、お願いします。

○委員長 ほかにはどうですか。いいですか。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第2号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第7号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 次に、議案第7号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、引き続きお願いいたします。議案第7号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計の決算について説明をさせていただきます。決算書の357ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計の歳入決算額は、6億6,094万6,726円で、前年度対比では8.5%、5,188万2,194円の増でございます。歳出決算額は6億4,232万4,926円で、前年度対比では8.3%、4,921万9,155円の増となりました。歳入歳出の差引額は1,862万1,800円で、これを翌年度に繰り越しております。

それでは、こちらも歳入から説明をさせていただきますので、362、363ページをお願いいたします。362ページ1款の後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額5億1,587万2,927円で、収納率につきましては99.55%、滞納繰越分が43.9%で、全体では前年度より0.14ポイント高い99.1%でございました。被保険者数については8,952人で、前年度より2.1%、180人の増となっております。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金1億1,799万円余につきましては、一般会計から保険税軽減分の繰り入れでございまして、これは同額を広域連合へ納付しております。

それでは、次に歳出の説明になります。366、367ページをお願いいたします。1款の総務費につきましては、嘱託員の人件費などの1目一般管理費とシステム使用料などの2項の徴収費となっております。

2款1項の広域連合納付金につきましては、徴収しました保険料5億1,330万円余と、一般会計から繰り入れました保険基盤安定納付金1億1,799万円余を広域連合へ納付しております。なお、保険料につきましては、出納整理期間中に納付した分につきましては、翌年度に納入するというような流れになっておりまして、保険税の収納額とこの納付金との額は一致しておりませんので、お願いいたします。後期高齢者医療特別会計についての説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○柴田博委員 保険料の関係なんですが、今、説明があったように保険料として歳入があった分と、納付金として繰り出した分と額が違うんですが、基本的には集めた分だけを納付すればいいということなのか、それとも塩尻市の負担分として幾ら納付しなさいという形で請求というか、金額が示されてくるのか、その辺については、この制度についてはどうなってるんでしょうか。

○市民課長 保険料の集めた分だけを納付すればいいことになっております。

○柴田博委員 それとあと、きょうのところで、特別会計の中で保険料を集めて、それを広域連合のほうに払ってらるっていうのと、それからあと、きのうの一般会計の中で事務費と医療費として直接払っている分があったと思うんですが、その関係は、どういう関係になるんでしょうか。

○市民課長 事務費につきましては、広域連合を運営するのに必要な経費につきまして、それぞれの市町村でお支払いしてるということでございますし、後期高齢者の医療費につきましても一定部分につきまして、それぞれの市町村で負担しているということでございます。

○柴田博委員 その一定部分についてということなんですけども、それはどういうふうに決められてくる金額なんでしょうか。医療費。

○市民課長 係長から説明させていただきます。

○国保年金係長 事務費の負担割合につきましては、法定で決まったものがございまして、全国一律、医療給付費の法定部分を納付させていただく形になっております。

○柴田博委員 医療費。

○国保年金係長 医療費のかかった分の市町村負担分の納付ということによろしいでしょうか。

○永田公由委員 事務費じゃなくて医療費だよ。

○国保年金係長 医療費です。

○柴田博委員 そうすると塩尻市で、この保険に入っている加入者の皆さんが、どれだけ医療費を使ったということは関係なしに一定額を支払ってらるって、そういうことですか。

○国保年金係長 塩尻市の給付に対する割合はですね、全国一律になっておりますので、結果的に市の一般会計負担額は、市の後期高齢者加入者の医療によったものになってまいります。

○柴田博委員 済みません、よくわからないんだけど、全国一律で一定の割合でって、長野県だけ見れば県内でどこの市町村も同じ割合で、医療費これだけですよっていう割合で来るのか、それとも塩尻市はこれだけ保険料の納付があっただけでも、実際に医療費はこれだけかかってるんで、これだけお願いしますねって来るのか、ということなんですけど。もうちょっとわかりやすくお願いします。

○市民課長 医療費がふえれば、負担金もふえるというような計算になります。

○柴田博委員 そうなってるんだね。いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 367ページの後期高齢者医療広域連合納付金で、この中の保険基盤安定ということで納付金ですが、保険料の軽減ということでしたが、この保険料の軽減というその論拠をちょっと説明してください。

○市民課長 論拠と言いますか、所得の低い方に対しまして保険料の軽減措置があるわけですが、その分につきましては、歳入のほうで繰り入れていただいた分をそっくりそのまま保険料として広域連合のほうに納付しているという状況でございます。

○永井泰仁委員 だで、これは歳入を見て同額を安定基盤の、いわゆる納付金ということで計上してるという考えですか。

○市民課長 そういうことでございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 後期高齢者医療連合の事務局が長野にあるわけですが、ここへ塩尻市からも職員が派遣されていると思いますが、ここの職員の派遣については、どういった決められ方をしているわけですか。

○市民課長 どういった決められ方って言われますと、ちょっとお答えになるかわかりませんが、市からは最低1人、ちょっと記憶がはっきりしませんが、長野市が3人、松本市が2人くらいの割合だったかと思います。あとは町村からも、多分町村会の割り当てで、これも数字がはっきり申し上げられません、五、六人の派遣があったかと思っております。以上です。

○永田公由委員 トップは県の派遣だよ、たしか。

○市民課長 そのはずですよ。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 じゃあ、よろしいでしょうか。いいですか。

それでは、これより自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第7号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それでは、11時5分前まで、10分間休憩をさせていただきます。

午前10時46分 休憩

午前10時54分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。次に移ります。

議案第11号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第11号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第11号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。議案関係資料の8ページをごらんください。議案関係資料の8ページでございますが、まず提案理由ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成27年10月5日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるものなどでございます。

条例の新旧対照表は9ページからありますので、ごらんください。まず9ページの改正条例の第1条関係の部分ですけれども、別表の第1に個人番号の通知カードの再交付手数料1件500円を追加するもの。また、今回の条例改正にあわせて、今まで住民台帳の閲覧という文言でありましたものを住民基本台帳の一部の写しの閲覧に改めるものでございます。

次に10ページに改正条例第2条関係がございますけれども、こちらは、別表第1の住民基本台帳カードの交付手数料を削除いたしまして、個人番号カードの再交付手数料1件800円を追加するものでございます。

8ページに戻っていただきまして条例の施行ですけれども、改正条例の第1条、これは通知カードの再発行に係る部分ですけれども、これを平成27年10月5日から、それから改正条例の第2条、個人番号カードの再交付の部分につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永田公由委員 住民台帳の一部の写しの閲覧1回と、それから住民台帳の閲覧1冊の違いは、どういう違いがあるわけですか。

○市民課長 住民台帳の閲覧につきましては、実は平成18年に住民基本台帳法の改正がありまして、それ以前はどなたでも閲覧が可能だった時期がございます。その当時に、いわゆる4情報という氏名、住所、性別、生年月日ですね、この4情報を閲覧用に印刷したものがございまして、それを住民台帳と呼んでおりました。法律は変わりましたがそのままで、閲覧させるものは変わったんですけれども、この条例は改正せずに実は現在までできてしまっているという状況でございます。新しくできました住民基本台帳の一部の写しの閲覧というのは、18年に改正になったとき以降にですね、全件ではなくって、閲覧したい方が必要な部分のみを写しをつくりまして、それを見ていただくということに変わっておりまして、その現状と合わせるために今回文言の修正をさせていただくというものでございます。以上です。

○永田公由委員 これだと個人情報が出てくるということになるんだけど、個人情報保護法との絡みってのはどういうふうになるわけですか。

○市民課長 現在、閲覧はどなたでもできるわけではなくて、国、または地方公共団体、あとはその他の団体としても広域的な事業の目的に使用する場合っていうふうに限られております。ですので、一般的に言う個人情報保護につきましては、この住民基本台帳法の範囲内で閲覧をしていただいているという状況でございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 個人番号の通知カードと個人番号カードの再交付には、金がかかるよってということで、初めの交付にはお金がかからないということのようなんですけれども、それはなぜ、そういうふうになったわけですか。

○市民課長 今回のマイナンバー制度につきましては、国が主導的に行っているということもありまして、当初予算に予算を乗せていただいておりますけれども、市はですね、市って言いますか、全国の自治体が、省略してJ-LISって言います地方公共団体情報システム機構というところに、今回のこの発行業務を委託するというようになっております。委託料を各市町村が払うんですけれども、それにつきましては、全額国のほうで補助金を交付するということになっておりまして、お金の流れとしては、国が全額1回市町村にお金を出して、今回の発行に係るカードの料金も含めまして、各市町村は、そのJ-LISという団体に委託するというような形になっておりますので、住民の方は負担がなくて最初は発行されるということでございます。以上です。

○柴田博委員 そうすると再発行の場合には、国はもう何も関与しないで、全部市町村の負担ということになるわけですか。

○市民課長 再発行につきましては、個人の方が紛失等をした場合ということになりますので、個人の方から再発行の手数料をいただいて、実際に発行するのはJ-L I Sというところになるので、そのお金をどうやって支払うかっていうのは、まだ実際に事務手続上来ておりませんけれども、委託費として支払うことになるだろうと思っております。以上です。

○柴田博委員 そうすると、その再発行を、例えばお願いしますねって市役所に来て、そういう手続をしても、その場では再発行されないということですよ。後から送られてくるような形になるのか、取りに来るようになるのか、その辺はどう決まっているわけですか。

○市民課長 J-L I Sというところが発行主体になりますので、すぐは発行ができません。また、送られて来る手順はですね、これもまだ、再発行の事務手続については具体的に示されておりませんが、当初の流れからいきますと通知カードにつきましては、個人のお宅に郵送されるであろうと。個人番号カードにつきましては、市役所の窓口に取りに来ていただくことになるだろうと思っております。以上です。

○柴田博委員 一般質問の中でもいろいろ議論されてましたから、問題点いろいろあるということは承知しているんですが、そういう中で、個人番号カードをそれぞれの市民の方が交付してもらうような手続をとるかどうかということについては、行政のほうとしては、ぜひ個人番号カードをつくってくださいとか、どちらでもいいですよとか、そういうようなあれで、働きかけみたいなことは何かする予定はありますか。

○市民課長 個人番号カードを持っていただくんですね、それ1枚で御本人の確認のできるものになるものから、つくっていただきたいとは思っておりますけれども、市民課の立場でいきますと、窓口のですね、取りに来ていただいたときの混雑等も考慮いたしまして、当面は積極的な啓発というものは考えておりません。以上です。

○副委員長 その個人番号の再交付なんですけどね、理由はいろいろあるでしょうけど、紛失なら紛失で申請すれば、簡単にと言うと語弊があるかもしれないですけど、手数料をもらうんでどんどん手続して出しますよって、そういうことですか。何か規制があるんなら。

○市民課長 紛失等で御本人が申請するものですし、先ほども言いましたように、それがあればその個人の方を特定できるものになるものですから、基本的には申請に基づいて再交付をするということでございます。

○副委員長 そんなことはあつてはいけないと思うんですけども、1枚持つてるよりも二、三枚持ってて車に乗せておいたり、自分の財布に入れておいたりしたほうが都合がいいんでということで、紛失したことを理由にして申請してくれば、そのまま渡さざるを得ないということですね。だから、あくまでもその人の持つてるのは、番号が1つ。

○市民課長 番号は1つですので、個人の方は1枚ということになります。

○副委員長 わかりました。

○情報政策課長 再発行のときはですね、番号が変わります。それはなぜかという、2枚、3枚になつてくるんですね、不正利用というのがございますので、その部分を防止するためにですね、番号を変えて再発行をする。手間としては、J-L I Sが発行するので、その場合も時間がかかってしまいますけれども、唯一の1つの

番号を1つのカードで管理するというでございます。

○副委員長 わかりました。

○永井泰仁委員 ちょっと確認の意味でお願いしたいのですが、最初にカードを、申請をですね、つくるときには、ここにあるこの通知カードと、それから本人申請と言ったら、早く言えば免許証みたいなものと、ほかに何か持ってくる書類とか、印鑑だとか、どんなものが必要になります、最初るとき、今度は。

○市民課長 通知カードがそれぞれ郵送されますけれども、それに基づいて希望する方は、個人番号カードを申請していただくことになります。実際カードができてきますと、市のほうからカードができましたというお知らせをいたしますので、まずそのお知らせ、それから最初に送られてきた通知カード、それからその個人の方を特定できる運転免許証などの個人を証明する書類、これを持って来ていただくということになります。

○永井泰仁委員 それじゃ、印鑑のようなものは一切必要ないってことだね。

○市民課長 印鑑は必要ございません。

○永井泰仁委員 それと、いろいろ郵送されてくる場合に、家族3人なら3人分が一括して郵送されて来るわけですか。一人一人で通知文書が出るのか。

○市民課長 最初の通知カードについては、世帯ごとに1つの封筒ということになっておりますが、世帯の人数が多い場合は、郵便料金の関係で2通行くこともあるというふうに聞いております。以上です。

○永井泰仁委員 それじゃ、最初るときには世帯単位で2人とか3人とか、まとめて郵送されて来るってことでいいわけだね。

○市民課長 そのとおりでございます。

○永井泰仁委員 じゃあ、いいです。

○柴田博委員 今までの住基カードを使って所得税の申告とかしてた人が、新しく個人番号カードを使ってやる場合には、番号の読み取り機等はそのまま使えるわけですか。

○市民課長 そのままで使えます。

○柴田博委員 使える。じゃあ、いいです。

○委員長 よろしいですかね。

それでは、これより自由討論に入らせていただきます。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第12号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**庶務課長** それでは、議案関係資料により説明をさせていただきますので、議案関係資料11ページをお願いいたします。提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるこの場では番号法というふうと呼ばせていただきますけど、番号法が平成27年10月5日から施行されることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

ここで、この条例改正に至った経過を説明させていただきます。国の番号法の施行に伴い、今後各個人に先ほどもございましたが、12桁のマイナンバーが振られます。またそのことにより、現行の個人情報の取り扱い方法に加えまして、より厳格な利用及び取り扱い方法が求められることとなりましたので、それに対応した条例改正となります。国の法律の体系としましては、個人情報保護に対する特別法として番号法が位置づけられました。その結果、本市の塩尻市個人情報保護条例と同じ位置づけとなる国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる国の法律ですが、行政機関個人情報保護法の改正が行われましたので、この法律に倣う形で条例の改正を行います。また、ただ本市の条例のほうが国の法律より先に策定された経過があるため、国の法律に合わせる部分と本市の規定を生かす部分との、両方で改正を行うこととなります。

11ページへ戻っていただいて概要でございますけど、1つとして、新たに特定個人情報、情報提供等記録等の用語を定義するもの。2つとして、特定個人情報の収集、利用及び提供について、制限をするもの。3つとして、特定個人情報について、本人が委任した代理人による開示、訂正及び利用の停止の請求を認めるもの。4つとして、情報提供等記録について、事案の移送及び利用停止請求を認めないものなどがございます。

では、各条ごとに改正内容を説明してまいりますので、恐縮ですが、少々時間が長くなりますがよろしく願いします。12ページをお願いいたします。塩尻市個人情報保護条例新旧対照表の1条関係でございます。この1条関係部分が平成27年10月5日から法律の施行と同日施行となる部分でございます。第2条の改正でございますけれど、本条例の全てにかかわる重要な用語の定義を定めるものです。現行の第1号を削りまして、現行の第2号を第1号とし、新たに第2号で個人情報、第3号で保有個人情報、第4号で特定個人情報、第5号で保有特定個人情報の用語の定義をするものでございます。第2号の個人情報の再定義でございますが、現行の第1号に定められております個人情報の定義のうち、ただし書き部分以降を削除するものでございます。これは、国において行政機関個人情報保護法及び番号法において、個人情報の定義の中で個人事業主及び法人の役員の情報も含める取り扱いであるため、本市の条例におきましても同内容とするためのものでございます。第3号の保有個人情報とは、第1号で定義をしております実施機関の職員が職務上で作成、または取得した個人情報のうち、当該機関の職員が組織的に利用する個人情報で、現に保有している情報を言います。また、その情報は塩尻市情報公開条例第2条第2号に規定されております文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクによるものとし、情報公開条例との整合をとるものでございます。第4号の特定個人情報とは、番号法の第2条第5号により規定される12桁の個人番号を含む個人情報を指します。第5号の保有特定個人情報とは、当該機関の職員が組織的に利用する特定個人情報で、現に保有している特定個人情報を指します。

次に13ページ、第3条及び第7条の改正につきましては、用語の整理であります。以後、用語の整理に該当する部分については、説明を省略させていただきます。

次に14ページをお願いいたします。第8条第1項の改正でございます。個人情報ファイルに関する定義の整理をするものです。また、同項第8号の改正は、第2条第3号の改正におきまして、保有個人情報の用語の定義を行いましたので、それに対応して条文中の個人情報を保有個人情報に改めるものでございます。以下、多くの条文の中にこの部分が生じておりますが、全てこの理由によりますので、以降、同内容の部分の説明は用語の整理と同様に省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に第9条第1項の改正でございます。個人情報の収集の範囲の明確化を図るものでございます。第2項は実施機関が行う特定個人情報の収集に関して、番号法第19条との整合を図るものでございまして、番号法の第19条では、番号法上の特定個人情報の収集制限を示しており、それに沿うように条例においても定義を行うものでございます。第2項から次ページの第5号の説明は省略させていただきます。

次に第10条の改正でございます。次のページのほうに第10条の2というのが出てまいりますけれど、10条の2では、保有特定個人情報の提供に関する制限の規定を新たに定めるため、ここの第10条においては取り扱いが異なる部分となります保有特定個人情報の部分を除くものです。次に16ページをお願いいたします。第10条の2の新設でございますけれど、保有特定個人情報の提供に関して新たに定めるもので、番号法の19条の各号に該当する部分を除き、本条例の第2条第1号に定める当該実施機関以外の者には提供できないものとするものでございます。

次に第11条の説明は省略させていただいて、次に17ページの第13条第1項の改正でございます。コンピューター間における情報の提供に関して禁止を定めるものでございますが、マイナンバーの利用については、番号法の範囲内での情報のやりとりに限られるため、第1項に示すように法の規定に基づき提供する場合は、適用除外とするものです。

次に第14条及び18ページの第15条の説明は省略させていただいて、次に第16条第1項の改正でございますけど、これはただし書きを追加するものです。誰でも自己の保有個人情報の開示請求ができますが、法令で特別の手続が定められている場合は除くものでございまして、以下第26条、第29条においても同様にただし書きを加えてございますし、またそれに伴いまして、第35条の第2項では削ってございますので、同じ理由でございます。

次に第17条及び18条は省略をさせていただいて、20ページをお願いします。第18条の2の新設でございます。この新設は保有個人情報の開示請求を受けた場合に、他の実施機関から提供されたものなど、本来請求を受けるべき機関がほかにある場合には、現に請求を受けた個人保有情報を有する実施機関に事案を送付できることとする規定を新しく加えるものです。想定される事例としましては、市長部局に提出された保有個人情報の開示請求において、対象となる保有個人情報が教育委員会から提供を受けたものであるような場合には、開示請求者に請求先の訂正を求めるものではなく、市長部局と教育委員会が協議の上、教育委員会に事案を移すことができるようにするものです。なお、この場合には、市長部局は開示請求者に書面により事案を移送したことを通知することといたします。また第2項では、移送を受けた実施機関が開示に対する可否に関して決定等を行う。また、移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものと見なす規定でございます。第3項では、移送を受けた実施機関が保有個人情報の開示をする旨を決定したときは、当該実施機関が開示を実施し、移送した実施機関は必要な協力をするという規定を定めるものでございます。

次に第19条、第20条及び23ページの第21条第1項の説明は省略させていただいて、第21条第2項の改正でございます。保有個人情報の開示方法を情報の保有形態に応じてより明確化するもので、電磁的記録等に記録されているものにつきましては、実施機関が定める方法により行うものとするものでございます。

その下、第3項及び24ページの22条から25ページの28条までは省略いたします。次に26ページの第28条の2の新設でございます。さきの18条の2においては、保有個人情報の開示請求の事案の移送に関する規定を新たに加えましたが、この28条の2においては、保有個人情報の訂正請求の事案移送に関する規定を新たに加えるものです。第1項においては、18条の2第3項の規定に基づきまして、保有個人情報の開示請求の事案移送を受けた実施機関が行った開示の結果、その請求者からさらに情報訂正の請求がなされた場合において、その請求の可否等を判断するに当たって正当な理由がある場合には、他の実施機関に訂正請求事案の移送ができることとし、移送を行った機関は、請求者にその旨を通知するものです。第2項は、移送を受けた実施機関が訂正決定をするものとし、移送前に行われた行為は移送を受けた実施機関が行ったものとみなすものです。27ページの第3項でございます。移送先の実施機関が行った訂正決定に基づいて、移送もとの実施機関も該当部分の内容を訂正するものであります。

次に28条の3の新設でございます。訂正決定に基づく、保有個人情報の訂正が実施された場合は、必要に応じて当該保有個人情報の提供者に遅滞なくその旨を文書により通知する規定を加えるものです。

次に第29条から28ページの第31条までは省略をさせていただいて、次に29ページの第35条の改正でございます。見出しをですね、他の制度等との調整から他の法令等との調整に改め、現行の第2項の規定を踏襲するものでございます。

次に30ページの第36条から41条は省略させていただいて、31ページをお願いします。ここから第2条の新旧対照表になりますが、この部分は平成28年1月1日から施行となる部分で、実際にマイナンバーの利用が開始されることに伴うものでございます。10条の2の改正は、新たに保有特定個人情報の提供制限に利用制限の規定を追加するもので、1月1日から番号法に基づく12桁の個人番号を含む、保有特定個人情報の取り扱い事務が可能となりますので、第1項においては、目的以外の利用禁止を、第2項においては、目的以外に利用できる範囲を、そしてさらにただし書きにおいて、目的以外利用が本人また第三者の利益を不当に侵害する場合の利用制限を定め、現行の規定を第3号に繰り下げるものでございます。

次に第16条第1項の説明は省略させていただいて、32ページの第2項の改正でございます。現行、本市におきましては、本人が入院中または国外へ出張中等、特別の理由がある場合に限り、任意の代理人から開示請求等を認めております。国の行政機関個人情報保護法におきましても、当初は法定代理人のみを認めておりましたが、しかし、番号法の制定において、税理士等の代理人による申請等のニーズが高いと見込まれるため、行政機関情報保護法を番号法に合わせて、特定個人情報に関しては、本人の委任による代理人による開示請求に応じることとしたので、そのため条例におきましても法律に合わせて改正を行うものでございます。

次に第17条及び第21条の説明は省略させていただいて、33ページの第29条第1項ウの改正でございます。エは、新たに番号法の第28条の規定違反の事例を加えるものとなります。

次に34ページをお願いします。第3条関係の新旧対照表ですが、この部分は、番号法の附則第1条第5号に

掲げる規定の施行の日から施行となる部分で、いわゆるマイナポータルの運用が開始されることに伴い、追加となる部分の改正となります。第2条第6項の新設でございます。新たに情報提供等記録の用語の意味を加えるものです。番号法の第23条第1項では、情報照会者及び情報提供者は特定個人情報に関して提供の求め、または提供があった場合には、次の事項を記録として残すこととしておりまして、1つとしまして情報照会者及び情報提供者の名称、そして2つとして提供の求めの日時、それから提供があったときはその日時、3つとして特定個人情報の項目、4つとして、さきの3つのほか総務省令で定める事項となっております、これがいわゆるマイナポータルに記録されていくということです。また、第23条第2項では、照会及び提供が行われた情報が非開示情報に該当する場合には、その旨をさきの第1項に加えて記録することとしております。

次に第10条の2から最後の第29条までの改正は、情報提供記録について事案の移送及び利用停止請求権を認めない。特定個人情報から情報提供等記録を除くものでございます。その中で、36ページの28条の3第2項の追加は、実施機関が情報等記録の訂正を決定に基づいて行った場合には、必要に応じて総務大臣、それから番号法に規定される情報の照会者、提供者に遅滞なく、その旨を書面によって通知することを定めるものでございます。以上、大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 ちょっとよくわからないんですが、単純なところから二、三点お聞きしますが、14ページのところから、後のほうにも使用されていますが、旧の中での使用という表現が、新しいほうでは利用というふうになっていますけど、この定義の違いというか、どういう意味の違い。

○庶務課長 これは用語の整理ということで、御理解をいただければと思います。

○副委員長 それはわかるんだけど、使用と利用の意味の違いを伺ってる。

○庶務課長 では、係長から答えさせていただきます。

○行政係長 今の条例、全部新旧に載ってないんですけど、この中でも混在、実はしている部分がございます、あと国の法律は全て利用で統一されておりますので、ここで全て利用という形で整理をして、法律と条例上全ての整合をとったという形です。

○副委員長 しつこいようだけど、それはいいんだけど、使用と利用の違い。使用ということの意味と利用ということの意味の違い、法的に。

○行政係長 同義として取り扱っております。

○副委員長 同義。

○行政係長 同じ意味という形で、この条例上では使っております。

○副委員長 16条、18ページの下ですが、開示請求権で何人も請求できるんですが、ただし当該ね、特別な手続が定められているときはこの限りでない。この特別な手続が定められている、定めの内容を教えてください。

○庶務課長 係長から答えさせていただきます。

○行政係長 この条例では、個人情報の一般的な開示の内容について定めております。ただ、ほかの法律においても個人情報を出していく場合があります。例えば住民基本台帳法であったりとか、そういった他の法令で開示ができるというものについては、この条例では開示はしませんという内容になっております。以上です。

○副委員長 だから、それが定められているほうが、特別なもののほうが優先するという考え方でいいわけですか。

ね。

○行政係長 ええ、そちらを優先するということであります。

○委員長 ほかの皆さん、どうでしょうか。

○永井泰仁委員 30ページのとのいわゆる実施状況の公表ということで、保有個人情報の開示、訂正、または利用停止等の実施状況を公表するものとするということで、これまでもそうなってましたが、具体的にこの実施状況の公表というのは、どんな方法でされてきてますか。

○庶務課長 広報において1年間の状況をお知らせしております。

○永井泰仁委員 その下の39条で、悪さをした人は早く言えば、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処するということですが、これは事件として成立とか、裁判が何かで確定すれば、この罰金になるという、そういうことでしょうか。

○庶務課長 はい、そのとおりです。

○柴田博委員 先ほどの説明の中で住民票コードというのが1回出てきましたけども、マイナンバーを使うようになって、住民票コードというのは、今のやつはどうなるんでしょうか。

○市民課長 住民票コードは、そのまま残ることになります。

○柴田博委員 その場合に、その住民票コードから、例えばマイナンバー、個人の番号がわかったり、個人の番号からその人の住民票コードがわかったりというようなことが可能になるわけですか。

○市民課長 コード自体からは判別不能となっております。

○柴田博委員 そうすると、その住民票コードというのは、これからどういうふうな場合に使われることになるわけですか。どのように利用するわけですか。

○市民課長 係長から御説明させていただきます。

○市民係長 法の改正に伴いまして、市町村及び県等の自治体のみ、また特別として総務省が利用できるということで、法の改正でかなり使う領域が狭まるということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。ですので、表向きは、もう個人番号を使っていく、住民票コードはほぼ表には出てこない状況になるというような感じになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○柴田博委員 それとですね、先ほど20ページのところの事案の移送という、18条の2のところの説明の中で、例えばという形で、例えば市長部局のところ請求があったけど、それは実際には教育委員会から来た情報だった場合にはどうのこうのって話がありましたが、具体的な事例としてどんなものがあるのか。もしあれば、わかれば教えてもらいたいですけど。

○庶務課長 今、現に具体的な事例というのはないわけでございますけれど、例えば、本来教育委員会が持っている情報でですね、その一部を市長部局が利用して作成したような情報があったとして、現にどんな部分があるかというのは非常に難しいんですが、そうした場合に、本来であれば教育委員会にまっすぐ情報請求をしていただいたほうが早いんですけど、たまたま市長部局に情報公開請求があれば、こちらから御本人呼んで向こうに出し直してねって言うんではなくて、こちらからそういう場合に該当したら、教育委員会のほうへ送りますと。それで御本人には送りましたよという通知を差し上げるという、市民というか、情報公開請求される方にとって便宜を図るという、そういう改正になりますけれど、意味合いとしては、現に、具体的にどういう情報がそれに該当

しているかというの、ちょっと今のところは。

○情報政策課長 その件につきまして、係長から。

○情報企画係長 国のほうではですね、基本的に個人を扱う情報は、全て市長部局とは限っていないというふう
に考えておまして、例えば児童の手当ての問題だとか、学校に関係するようなもので、今回の個人番号を利用
できるというふうに規定されている事務について、そちらのほうのところに照会があった場合に、本来であれば
市長部局で取り扱うべき特定個人情報を教育委員会で取り扱っているという考え方になるものですから、そこ
んところのやりとりをするために、わざわざ今回規定を教育委員会から市長部局への通知みたいなのがふえて
いるはずだと思います。

○永井泰仁委員 関連で、今の。さっきよく聞けばよかったです、マイナンバーカードは、有効期間という
のが、大人と子供と多分違うようだと思うんですが、その辺の有効期間ちょっと説明してください。

○市民課長 有効期間につきましては、成人は10年、未成年は5年ということでございます。

○委員長 どうでしょうか。いいですか。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第12号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認
めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、全員
一致をもって可決すべきものと決しました。

○市民課長 それでは、先ほど国民健康保険事業特別会計決算のときに御質問のありました、まず柴田委員から
の御質問がありました件ですけれども、決算説明資料の85ページに内訳がございました。私もちょっと、決算
説明資料の85ページに歳入歳出の案分率が出ております。そういうことで、左の真ん中辺に一般会計繰入金と
いうのがございまして6.4%、26年度の決算で言いますと、この金額が市の持ち出し分ということになりま
す。

それから永井委員から御質問のありました葬祭費でございますけれども、19市の中で葬祭費を支出していな
いというところはございません。ただし、金額が3万円という市が6市、あとの13市につきましては、市も含
めて5万円でございます。

それからレセプトの審査支払い手数料ですけれども、療養給付費、また療養費、両方とも1件50円という単
価、また電算の処理手数料につきましては、1件68銭という単価でございます。以上です。

○柴田博委員 先ほどの国、県、市の加入者の負担割合ですけど、さっきの85ページの表で、例えば歳入の
ところにある前期高齢者交付金というのが25.4%ってありますけど、これは県なのか、国なのか、市なのか
というふうにして、それぞれ合計で100になるように教えてくださいという話。

○市民課長 わかりました。じゃあ、それは後ほどにさせていただきます。

○柴田博委員 お願いします。

○委員長 それでは、次に移ります。

議案第25号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○委員長 議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)を審査いたします。慣例によりまして、歳出から説明していただきます。歳出1款議会費から説明を求めます。

○議会事務局次長 それでは、議案第25号、14、15ページをお願いいたします。1款議会費ですが、補正額、説明欄白丸、議会活動費の中の被服費5万3,000円でございますが、これにつきましては、ことし行われました塩尻市議会議員一般選挙におきまして、新人議員さんが5名当選したということで、当初目だけだったものが不足したということで、被服費の作業ズボン等増額補正をするものでございます。以上でございます。

○人事課長 それでは、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の中の人事事務諸経費の中に人事給与システム改修委託料211万9,000円をお願いするものでございます。これは、いわゆるマイナンバー制度に対応するために人事給与システムを改修するものでございます。以上でございます。

○会計管理者 続きまして、会計事務諸経費でございますけれども、やはり理由といたしましては、今、人事課長の説明と同様でございます。マイナンバー制度に伴う、財務会計システムの改修に伴う委託料の増額をお願いするものです。以上です。

○財政課長 次の5目財産管理費の基金積立金でございます。決算剰余金6億4,900万円余の剰余金が出ました。法の規定によりまして、その2分の1を下回らない額を積み立てるということで、財政調整基金元利積立金に3億2,500万円を積み立てるというものでございます。

○企画担当課長 6目企画費でございます。13節委託料が107万円の減、それから14節使用料及び賃借料7,000円の増、それから19節負担金補助及び交付金で590万6,000円の増をお願いするものでございます。内容でございますが、白丸の一番目、シティプロモーション事業でございますが、黒ポツの1つ目、ポータルサイト特設案内使用料でございます。こちらにつきましては、大手のポータルサイトに塩尻市ふるさと寄附金の情報を提供してございますけれども、さらに納付者の利便性を図るため、クレジット決済の機能を追加するものでございます。それから2つ目でございます。シティプロモーション推進事業負担金でございます。こちらの中身につきましては、現在策定をしております移住・定住・好住アクションプランに基づき、今年度下期において戦略的に実施するものを計上してございます。主な取り組みといたしましては、住まい情報ポータルサイトやパンフレットなどの情報発信ツール、それから都市部でのプロモーションイベント、都市部在住者のツーリズムイベント、それからフィルムコミッションの推進などを予定しておりまして、こちらにつきましては、塩尻市シティプロモーション推進会議への負担金として計上させていただいております。

それから、白丸の2つ目、移住定住促進事業につきましては、先ほど申し上げました負担金への組みかえによる減ということでございます。説明は以上でございます。

○情報政策課長 次のページに行ってください16ページでございます。7目の情報開発費でございます。1

1 節の需用費ということで、情報処理事務諸経費 27 万 6,000 円をお願いしたいと思います。これは、現在 USB メモリーという形で、自分で職員が暗号化をかけて運用しているんですけども、それをさらにセキュリティーを向上するために、自分だけで人間が介在せずに暗号機能がついた USB メモリーを 30 個新たに購入するものでございます。以上です。

○**市民課長** それでは、次の戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。備考欄の 1 つ目の黒ポツ、臨時職員賃金につきましては、マイナンバー制度に対応するために 10 月から臨時職員 2 名を雇用したいというものでございます。次の個人番号カード管理システム業務委託料は、全協のときでもお話ししましたが、カード発行の際の混雑を避けるために、番号カードの交付に伴う予約管理システムを追加するためのシステム改修委託料でございます。次の住基システム使用料につきましては、裏書きシステムというものと住民記録ネットワーク統合端末の使用料になります。裏書きシステムですけれども、10 月以降に届きます個人番号の通知カード、これにつきましては、氏名、住所、生年月日、性別の 4 情報がカードに記載されております。それらにつきましては、転入、転出、転居、婚姻などによって 4 情報の一部が変更になった場合は、それを修正する必要がございます。それにつきましては、カードの裏面に記載する部分がありまして、それへの住所や氏の変更を修正記載するためのシステムでございます。それから、なおこの裏書き印字システムにつきましては、市民課に 2 台、それから異動届を取り扱っております広丘、吉田、檜川の 3 支所各 1 台ということで、計 5 台を導入する予定でございます。また、住民記録ネットワーク総合端末につきましては、個人番号カードが発行された後のことになりますけれども、個人番号カードの IC チップの中にも 4 情報が記録されることになりますので、異動を取り扱っております広丘、吉田、檜川支所に各 1 台ずつ、計 3 台を置きたいというものでございます。市民課については、既にあるものを使うということでございます。次の個人番号カード管理システム使用料につきましては、先ほど改修委託料ということでお話ししました予約管理システムのシステム使用料ということでございます。一番最後の備品購入費につきましては、個人番号カードを発行するのに伴いまして、現在の窓口レイアウトを変更するためのカウンター等の購入費でございます。なお、これらの費用に充てるために、個人番号カード交付事務補助金が国から交付されることとなっております。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 同じページの選挙費になりますけれども、4 月に行われました統一地方選挙終わりましたので、その事業の執行額が確定したために減額するものであります。県議会議員選挙につきましては、29 万 1,000 円の減、それから市議会議員選挙につきましては、84 万 3,000 円の減ということになっております。以上です。

○**生活環境課長** 20、21 ページをお願いしたいと思います。右側の説明欄の中断下になりますが、公衆衛生施設管理等事業で、79 万 7,000 円の補正をお願いするものでございます。この事業につきましては、公衆浴場の浴槽ボイラー、給排水等の改善を図る事業者に対しまして、市が 200 万円を限度に事業費の 3 分の 2 の補助金を交付するもので、県はその 2 分の 1 を補填するというものでございます。具体的には、大門一番町にあります桑の湯さんが、事業の実施について市を通じまして県に要望していきまして、本年 6 月に県の補助金の交付の内示がありましたので、これにあわせて市も補助金の補正をお願いするものでございます。改善事業の内容につきましては、湯上がり用の貯湯タンクの取りかえということで、事業費が 119 万円余といったものになっております。補正額は今の事業費の 3 分の 2 の 79 万 7,000 円ということで、左側に県の県支出金 3

9万8,000円もあわせて補正をお願いしたいというものでございます。よろしく申し上げます。

○消防防災課長 それでは、24、25ページをお願いいたします。9款1項2目の非常備消防費、25ページの説明欄、2番目の白丸になりますが、消防団諸経費69万1,000円のうち消耗品費52万6,000円につきましては、消防団員の災害現場等での安全を確保するための消防用安全靴65足を購入し、部長以上に支給するものです。これは、来年度から計画的に整備を図る予定としておりました消防団員用安全靴につきまして、本年度消防基金が行っております消防団員安全装備品整備等助成事業に応募したところ採択され、一部の団員用ではありますが、消防団員用安全靴65足分について財源措置されることになったことに伴いまして、整備計画を一部前倒しして、部長以上の団員に安全靴を支給することとしたものであります。なお、残りの団員分につきましても引き続き計画的に配備を進める予定であります。次に車両修繕料16万5,000円につきましては、宗賀分団第4部の積載車が消防団の訓練に出動した際、運転操作を誤り本山区のグラウンドのフェンス支柱に車両を接触させ、車両右側後部ドア等を破損させたため、これを修理するものでございます。

次に3目の消防施設費のうち消防施設整備費、消火栓新設改料負担金144万5,000円につきましては、消火栓器具の老朽化により放水不能となっております消火栓の修理を行うため、補正をお願いするものでございます。以上です。

○財政課長 それでは、歳入に移りますので10、11ページをお願いいたします。まず13款使用料及び手数料でございます。説明欄ございますとおり、先ほど手数料徴収条例でありましたとおり、通知カードと個人番号カードの再交付の手数料を計上するものでございます。これは再交付でございますので、それぞれ1,000円の目だし予算でございます。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、先ほど歳出で説明のありました人件費、リース料など交付事務に係る経費に対する国からの補助金でございます。

続きまして、土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金（耐震）132万4,000円でございます。これにつきましては、耐震診断につきまして、年次別、地区別にですね、ダイレクトメールを送りまして希望調査を行うということにいたしました。まず本年度、大門地区で実施をいたしましたところ78件の要望がございました。既決予算で不足をいたします68件分の耐震診断の業務委託料を歳出で補正をいたします。その委託料に対します2分の1の国庫補助金を計上するというものでございます。

次、県支出金でございます。木育推進事業補助金29万円でございます。これはこども広場に整備をいたしません木製の木のおもちゃの整備に対します県の森林税を活用いたしました10分の1の県からの補助金収入を計上するというものでございます。

次の公衆浴場経営安定化助成事業等補助金39万8,000円につきましては、先ほど歳出で説明のありました桑の湯に対する市の補助金に対します、県からの2分の1の補助金収入を計上するというものでございます。

続きまして、4目農林水産業費県補助金でございます。まず新規就農・経営継承総合支援事業補助金450万円でございます。これにつきましては、青年就農給付金の受給希望者が確定をいたしましたことに伴いまして、本年度150万円の3人分を歳出で増額補正いたします。その10分の1の県からの補助金収入を計上するものでございます。

一番下の森林整備地域活動支援事業交付金65万3,000円でございます。これにつきましては、作業前の

計画調査に対します市の交付金87万円を歳出で補正計上をしてございます。それに対します県からの4分の3の補助金収入を計上するものでございます。

おめくりいただきまして、5目土木費県補助金でございます。説明欄、住宅・建築物耐震改修促進事業補助金につきましては、先ほど国庫支出金で申し上げました耐震診断業務委託料に対します、こちらは県からの4分の1の補助金収入でございます。

続きまして、総務費委託金、県議会議員選挙費委託金につきましては、291万6,000円の確定に伴う減でございます。

それから続きまして、19款繰越金でございます。決算剰余金、昨年度6億4,912万円余が剰余金として確定をいたしました。そのうちここで、3億9,533万9,000円をここに計上させていただきまして、今回の補正予算の収支を調整を図ったものでございます。したがって、繰越金と当初予算を差し引きました残り、あと決算剰余金の残り2億1,800万円余を今後の補正財源として留保しているというものでございます。

次の諸収入でございます。市有物件共済金、これにつきましては、歳出の消防費で説明のありました宗賀分団の積載車の修繕費の全額、この共済金で補填を受けるというもので16万4,000円でございます。次の消防団員安全装備品整備等助成金につきましても、先ほど説明のありました安全靴購入費に対します消防基金からの10分の10の助成金の収入を計上するものでございます。

最後の21款市債につきましては、公共事業等債（道路）については、市道南熊井郷原線の歩道改修工事費250万円に係るもの。その次の公共事業等債（塩尻地区）につきましては、同じく市道南熊井郷原線の排水路整備工事80万円に係るものでございまして、いずれも充当率90%でございます。

次4ページまでお戻りをいただきたいと思います。4ページ、第2表債務負担行為補正でございます。ごらんの4施設の指定管理につきまして、本議会に指定の議案を上げしてございます。それぞれの期間及び限度額を定めるものでございます。

おめくりをいただきまして5、6ページでございます。こちらは、第3表地方債補正でございまして、先ほど申し上げました起債の限度額を変更するものでございます。以上でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、1時まで休憩をいたします。

午後0時01分 休憩

午後0時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。財政課長から発言を求められております。

○財政課長 大変申しわけございません。先ほどの一般会計の歳入の13ページ市債のところ、私ちょっと間違った説明をいたしましたので訂正をお願いいたします。13ページの一番下2つでございます。公共事業等債の道路のところ、工事費です。歩道改修工事2,500万円と申し上げるところを250万円と説明をしてしまいました。その下の塩尻地区につきましては、排水路整備工事800万円と申し上げるところを80万円と説明してしまいました。それぞれ2,500万円の工事費、800万円の工事費が正しい工事費でございますので、訂正をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○柴田博委員 14、15ページの人事給与システムと財務会計システムの改修委託ですけれども、財源を見ると一般財源ということになっているんですが、これは国からはお金が出ないんでしょうか。

○人事課長 人事給与システムの改修委託料のほうにつきましては、単費でございますので国からは補填はございません。以上です。

○柴田博委員 国から出る分と出ない分を前ちょっと一度聞きましたけれども、もう一度どの部分について国はシステム改修費を出すのか、どの部分は市が出さなきゃいけないのかっていうのをもうちょっと説明ください。

○情報政策課長 担当係長のほうから説明します。

○情報企画係長 マイナンバーに関する補助金の関係なんですけれども、基本的には住民の個人情報に関するシステムにかかわるもの。ですので、住民記録であったり、税であったり、福祉であったりと言ったものに関しては、国のほうでそれなりの補助率、全額になってる部分もあれば、3分の2になってるものもございますけれども、それが出ます。今回、塩尻市が事業者と言うなり、形になっているもの、人事給与であったり、財務会計であったりするものは、広く全ての事業者に対してかかわるものということで、国では補填はしないというふうになってございます。

○柴田博委員 言ってることはわかるんですけど、それでもシステム改修をしなきゃいけないというのは、国がマイナンバーを導入するからであって、その分は国が見たって当然かと思うんですけど、そういう気持ちはないですか。

○情報企画係長 制度上そうなっておりますので、委員のおっしゃることはよくわかりますけれども、現在の段階では、国の制度上はそういう形になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 25ページで消防の消防団諸経費の消耗品、安全靴なんですけど、65足が用意できて、残りは幾つになるんでしょうか。

○消防防災課長 全団員が870人おまして、その中には音楽隊も入ってますので、その音楽隊除きまして、今回65足配布になりますので、あと実働団員ということで785足になります。

○副委員長 さっきの説明では部長以上っていうふうに聞こえたんですが、全員に配給するってということですか。

○消防防災課長 今回の数については、部長全員に配置をするものでございまして、将来的には全団員に配置を予定、全部行くと785足あと購入していく予定です。

○副委員長 これは、今回と同じような補助か何かを使えるわけですか。一般財源になるわけですか。

○消防防災課長 今回のほうは運よくと言いますか、採択をされましてあれなんですけど、一般財源を考えておりません。

○副委員長 安全靴って言うんですから、安全性がより高まる靴だと思んですけども、できるだけ差がつかないように短い時間で配備してあげるようにしてください。要望です。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○中原巳年男委員 先ほどの17ページのところで、住基システム使用料っていう中で、裏に変更を、氏だとか、住所変わったら記載するっていう説明があったんですが、例えばもう1回転居するとかってなったときは、再交付の手続になるんですかね。

○市民課長 記入するスペースはある程度ありますので、その方の住所の細かさにもよりますが、1回の転居とかだけでは欄がいっぱいになるということはありません。

○委員長 どうですかね。よろしいですか。

それでは、これより自由討論を行いたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に、議案第26号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査します。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第26号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。1ページの第1条をごらんください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,393万9,000円を追加し、予算の総額を85億4,748万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきますので、7、8ページをお願いいたします。3款1項1目の療養給付費等負担金、こちらは歳出のほうでも補正をお願いしますが、後期高齢者支援金及び介護納付金の支払い見込額が増額になることから、その32%を国庫負担として受けるものを増額するものでございます。

4款1項1目の療養給付費等交付金、これにつきましては、退職療養給付費等交付金で、前年度に概算交付されているものが、翌年度に精算交付となるもので、過年度分として123万5,000円を増額するものでございます。

10款1項2目のその他繰越金は、平成26年度会計決算による翌年度への繰越金が確定しましたので、当初予算との差額を増額をするものでございます。

次に歳出です。9、10ページをお願いいたします。3款1項1目の後期高齢者支援金、それと次の6款1項1目の介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への支払い見込額が増額になったことから、それぞれ増額をお願いするものでございます。

9款1項1目の財政調整基金積立金は、増額補正をしました前年度繰越金から11款の諸支出金などを除きました額1億9,203万3,000円を財政調整基金に積み立てたいというものでございます。

11款1項3目の償還金は、前年度の療養給付費交付金の精算によりまして、国へ償還する3,555万円を増額とするものでございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**柴田博委員** 基金の関係ですけれども、1億9,000万円余を積み立てるということですが、これによって合計で基金はどのくらいになったのか、金額をお願いします。

○**市民課長** 今年度1億9,200万円余を積み立てますと、合計では4億3,400万円になる予定でございます。

○**柴田博委員** わかりました。

○**委員長** ほかにはどうですか。よろしいですね。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第26号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第26号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○**委員長** 次に議案第28号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査します。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第28号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。別冊の1ページ、第1条をごらんください。後期高齢者医療事業特別会計、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ362万1,000円を追加し、予算の総額を6億6,210万円とするものでございます。

では、こちらも歳入から説明をさせていただきますので、7、8ページをごらんください。歳入の5款1項1目の繰越金ですけれども、これは平成26年度の会計決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差額を増額するものでございます。

次に歳出ですが、9、10ページをお願いいたします。2款1項1目の広域連合納付金、こちらにつきましては、保険料等徴収納付金を346万1,000円増額するものです。これは、先ほど決算のときにも少し触れましたが、出納整理期間中に徴収いたしました前年度の保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付する金額でございます。

次の3款1項1目の保険料還付金でございます。これは16万円増額するものでございますが、26年度の決算におきまして、還付未済になっていた分を繰り越しました分還付するというので、還付金を増額するものでございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第28号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第28号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○市民課長 済みません、先ほど補正予算の質疑の中で、柴田委員から御質問のありました基金の残高ですけれども、私、積み立てのほうだけでお答えしてしまいました。当初予算で6,750万円取り崩すという予算を組んでございますので、それも含みますと3億6,700万円余という金額になります。

それともう1つ、国保特別会計の決算のときに柴田委員から御質問のありました国、県、市等の負担割合の件ですけれども、26年度の決算額で計算しますと、国が39%、県が9%、保険税で40%、市の負担が12%というような負担構成割合になります。以上です。

○委員長 以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案分につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

継続審査はどうですか。

閉会中の継続審査申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管する企画政策部、市民生活事業部、総務部において、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして、慎重に御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての案件につきましては、可決すべきものというふうにお認めをいただきました。審査の過程でいただいた御意見、御指摘に関しましては、今後の行政運営に十分に活かしてまいりたいというふうと考えております。お礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長 以上で、9月定例会総務生活委員会を閉会いたします。

午後1時10分 閉会

平成27年9月17日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印